

令和2年5月7日

保護者各位

青森県立青森第一高等養護学校
校 長 菊 地 康 弘

一斉臨時休業後における教育活動の実施について

新緑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

青森県教育委員会より、新型コロナウイルス感染症をめぐる県立学校の臨時休業及び学校再開について、別紙（裏面資料）のとおり通知がありました。

〔担当〕	教頭	小笠原雅和
TEL	017-788-0571	
FAX	017-788-0539	

新型コロナウイルス感染症をめぐる県立学校の臨時休業及び学校再開についてご説明します。

1 臨時休業について

令和2年4月16日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。本県は、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況にはないものの、児童生徒、保護者及び地域住民の不安解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的に、学校保健安全法第20条により、県立学校について4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業としました。

2 学校の再開について

国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」における新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（4月1日の提言）より

- 現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割を果たしていないと考えられている
- 直近1週間の新規感染者等の人数がその1週間前と比較して大幅に増加している『感染拡大警戒地域』において想定される対応として、その地域の学校の一斉休業も選択肢として検討すべきである

文部科学省から示されている「臨時休業の実施に関するガイドライン」より

- 地域内に感染者が判明した場合であっても、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いとされており

これらのことから、現在の本県の感染状況等を踏まえると、現段階では県立学校において臨時休業の延長を要する状況にはないと考えており、休業期間終了後の5月7日（木）から教育活動を再開することとしました。

3 学校再開に向けた学習や生活全般等について

（1）学習等について

- ① 学校から配布されたプリントや教材の学習箇所の指示のほか、ICTを活用した学習支援アプリを利用できることや、端末のない方にはスマホの貸与を進めています。
- ② 特別支援学校については、生徒の状況に応じた受け入れを行っています。

（2）生活全般について

- ① 不要不急の外出や大型連休中の県境を越えての移動の自粛をお願いします。
- ② 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
- ③ いわゆる「三つの密」を避ける行動をお願いします。
- ④ 学校再開に備え、起床就寝時間、家庭学習、散歩や自宅内での体操等の適度な運動など、基本的な生活リズムを崩さないよう心掛けてください。
- ⑤ インターネット利用時のルールやマナーを守り、ネットトラブルなどにより被害者、加害者となることのないよう十分注意してください。
- ⑥ 休業期間中の生活や学校再開に関すること、感染症に起因する差別や偏見などについて不安や悩みがある場合は、学校、県教育委員会、「24時間子供SOSダイヤル(017-734-9188)」にご相談ください。

4 その他

なお、今後、県内において、感染者が急激に増えた場合などには、県健康福祉部と当該感染者の症状の有無等を確認しつつ、臨時休業の必要性について判断することとしており、臨時休業を延長する場合もあり得ることを申し添えます。

令和2年4月30日
青森県教育委員会